

# 氷見市定住マイホーム取得支援補助金交付制度



転入者または市内居住者で一定の要件を満たす方が住居を新築または購入した場合に補助金を交付します。

## ◆補助対象者・金額

住宅を取得した時点において、次のいずれかに該当する方が対象となります。

要件	転入者	市内居住者
子育て世帯(a)又は新婚世帯(b)	100万円	20万円
医療介護保育人材(c)		—
(a)～(c)以外の方	50万円	—
居住誘導区域内で住宅を取得した方	10万円	10万円
取得した住宅で三世帯同居をする方 (近居の場合)	30万円 (10万円)	30万円 (10万円)
限度額 <small>(新築住宅取得の場合は取得費用の1/10以内、 中古住宅取得(※当該住宅の土地を含む)の場合は1/2以内)</small>	140万円	60万円

### 〈用語の定義〉

- ・転入者 … 市内に転入した日以後2年を経過していない者であって、当該転入した日直前に1年間市内に居住していなかった者
- ・子育て世帯 … 高校3年生相当年齢以下の世帯員が1人以上いる世帯
- ・新婚世帯 … 婚姻した日から1年以内の夫婦がいる世帯
- ・医療介護保育人材 … 申請日において、看護師、介護職または保育士として市内の事業所に従事する者、および従事することが決まっている者
- ・居住誘導区域 … 市街地の中で氷見市が指定する地域
- ・三世帯同居 … 三世帯以上の直系親族が、同一住居又は同一若しくは隣接している敷地内で居住している状態
- ・三世帯近居 … 三世帯以上の直系親族が、同一の旧小学校区又は直線距離で2km以内に居住している状態

**※上記に関わらず、転入した日が令和4年1月2日から令和8年3月31日までの方、婚姻した日が令和5年1月2日から令和8年3月31日までの方については、住宅を取得する期日を令和9年3月31日までとして取り扱います。**

## ◆住宅要件

共有に係る住宅については、申請者の持分が4分の1以上必要です。

## ◆申請方法

住宅を取得した日より1年以内までに申請書に必要書類(裏面参照)を添えて申請してください。

**※この補助金の財源に国庫補助を活用しています。他の補助制度との併用を検討している方は、併用できない場合がありますので、必ずその補助制度の窓口で補助金の交付が可能かどうかをご確認ください。**

## ◆補助金の返還

次に該当した場合、補助金の返還が必要です。

- ・住宅の取得の日から3年以内に転出又は転居した場合

◆申請書類

- 氷見市定住マイホーム取得支援補助金交付申請書
- 氷見市定住マイホーム取得支援補助金申請に関する誓約書
- 個人情報の取扱いに関する同意書
- 工事代金清算証明書（申請者名で作成、工事施工業者が記入）
- 口座振替申出書
- 氷見市ふるさと定住促進事業補助金に関するアンケート

【確認書類について】（※）…本人及び同一世帯の人以外が申請する場合は委任状が必要です。

対象者	書類名称	確認内容	入手方法・発行者
全員	<input type="checkbox"/> 建物の登記（全部事項証明書）	取得日、住所、床面積 持分割合、権利者	法務局 （窓口かオンライン）
	<input type="checkbox"/> 工事代金清算証明書が出せない場合 見積書、精算書、領収書、振込控 え等	住宅の取得費用、支払い の完了	
	<input type="checkbox"/> 各階平面図（間取りのわかるもの）	キッチン、バス、トイレ	
	<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 （マイナンバー以外記載、続柄が 入っているもの）	現在の住所、世帯員、住 定日	氷見市市民課窓口
	<input type="checkbox"/> 市内居住者 世帯全員の現在までの納付すべ き税の完納を証明する書類 （課税されていない場合は非課税証明書） ※15歳以下（中学生以下）は不要	税の滞納の有無	氷見市税務課窓口
	<input type="checkbox"/> 転入者 世帯全員の現在までの納付すべ き税の完納を証明する書類 ※ない場合は最新年度の納税証明書 ※15歳以下（中学生以下）は不要		納税証明書（完納証明書、滞納無し証明 書）等 前住所地で取得（1月1日現在の住所地） ※詳しくは各自自治体にお問い合わせくださ い。
<input type="checkbox"/> 通帳の写し（キャッシュカード可）	金融機関、支店名、名義、 口座番号		
転入者	<input type="checkbox"/> 戸籍附票（婚姻等に伴い本籍を 変更した場合は、本籍を変更する 前の住所歴がわかる戸籍附票の除 票）	住所歴 （氷見市に転入した日 直前に1年間氷見市に 居住していなかったか）	本籍地が氷見市内→氷見市役所窓口 本籍地が氷見市外→本籍地へ郵便請求など
新婚 世帯	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	婚姻日	氷見市市民課窓口
三世代 同居 （世帯分離し ている場合）	<input type="checkbox"/> 同居世帯全員の住民票	同居世帯の住所、世帯員	氷見市市民課窓口（※）
	<input type="checkbox"/> 同居世帯全員の現在までの納付す べき税の完納を証明する書類	同居世帯の税の滞納の 有無	氷見市税務課窓口（※）
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	親子関係	氷見市市民課窓口
三世代 近居	<input type="checkbox"/> 近居世帯全員の住民票	近居世帯の住所、世帯員	氷見市市民課窓口（※）
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	親子関係	氷見市市民課窓口
医療介護 保育人材	<input type="checkbox"/> 事業所が発行する在籍証明または 採用証明	就労の事実確認	就労先の事業所

☆ご不明な点等がございましたら、下記までお問合せください。  
【問合せ先】氷見市企画政策部 移住定住推進課 ☎0766-74-8190